

改正建築基準法の6月25日全面施行に伴い審査機関が変わります

昨年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に関し、施行期日を定める政令等が令和元年6月19日に公布され、施行期日が令和元年6月25日付けとなったことに伴い、建築確認申請及び完了検査申請に係る審査機関並びに建築計画概要書等の保管・管理に、下記のとおり変更が生じますのでご留意願います。

記

1 法第6条第1項第1号の改正施行に伴い、床面積200㎡以下規模（改正前100㎡以下）の、法別表第1（い）欄の用途に供する特殊建築物の建築確認申請及び完了検査申請に係る審査機関は、岡谷市内の特殊建築物については岡谷市に、諏訪市内につきましては諏訪市となります。【以下は留意事項】

（1）計画変更確認申請について

新築、増築、改築又は移転並びに用途変更に係る確認済証の交付を施行期日前日までに諏訪建設事務所から受けた特殊建築物の計画変更確認申請を、岡谷市又は諏訪市に行くことは、法施行規則第1条の3第8項に規定する直前の確認を受けた建築主事に対する確認申請でないため、当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類の添付が必要となります。

（2）完了検査申請について

施行期日前日までに諏訪建設事務所から確認済証の交付を受けた、施行期日以降の完了検査申請については、岡谷市又は諏訪市が検査を行いますので、あらかじめ両市担当課と打合せ等をお願いします。

また、法施行規則第4条第2項に規定する直前の確認を受けた建築主事に対する検査申請でないため、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付が必要となります。

2 法第93条の2及び法施行規則第11条の4第1項第1号・第5号の規定による、建築計画概要書及び処分等概要書は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を行った建築主事が属する特定行政庁が保管・管理等を行うこととなります。【以下は留意事項】

（1）上記1（1）と同様の計画変更確認申請があった場合

最終の確認済証の交付を行った特定行政庁（岡谷市又は諏訪市）が処分等概要書に追記等を行い、確認台帳記載証明等の交付も行いますので、両市担当課と打合せ等をお願いします。

（2）上記（1）を除く場合

岡谷市又は諏訪市が完了検査を行った場合でも、最終の確認済証の交付を行った特定行政庁（諏訪建設事務所）が処分等概要書に追記等を行い、確認台帳記載証明等の交付も行います